

スウェーデンの年金改革

飯野 靖四

I スウェーデンの年金小史

1 国民年金の萌芽

スウェーデンの社会保険の出発点は他のヨーロッパ諸国と同じように、1890年代にさかのぼることができる。すなわち、1880年代末にヘディン(Adolf Hedin)を長とする委員会がいわゆる「労働者保険」の提案を行なった。この提案には労働者保護、労働者災害補償保険、労働者の老齢年金、疾病基金に対する国庫補助等についての提案が含まれていた。これらのうち労働者保護については1889年に「労働者危険防止保護法」が、疾病基金に対する国庫補助については1891年に「疾病基金に対する国庫補助法」がつくられた。しかし労働者災害補償保険と労働者の老齢年金については強い反対にあい、妥協案として障害者年金をつくるという提案もなされたが、結局否決された。その後1901年になって「労働者災害補償法」が可決され、スウェーデン最初の社会保険法が成立した。

また労働者の老齢年金についても順次検討が加えられて、1913年に「一般年金保険法」が可決された(実施は1914年1月1日から)。この年金保険法は画期的なもので、当時のヨーロッパの風潮では年金は労働者のみを対象とする「労働者年金保険」が一般的であったが、スウェーデンでは国民全体を対象とする「一般的な年金

保険」がつくられたのである。この年金保険は強制加入で老齢年金と障害者年金の2つから成り立っていた。年金の支給開始年齢は原則として67歳で、年金の額は一部は拠出した保険料の額に応じて、また一部はミーンズテストに基づいて支払われることになっており、満額の年金は1965年から支払われることになっていた。年金の額は現在の水準から見るときわめて低かったが、働くなくても毎月現金収入が得られるということは当時の人々からすると驚くべきことであった。例えばヨハンソン氏は国民年金成立50周年記念の小文の中で、彼のお婆さんが毎月受け取る6.25 Krの年金のことを最後まで「思慮深い神様の恩恵」であると信じていたという事実を披露している。

2 国民年金の進展

労働者の強い支持をうけて社会保障の充実を訴えていた社会民主党が1932年に政権を握ったが、まず真っ先に問題解決を迫られたのは当時深刻化していた失業問題であった。したがって1935年に新しい「国民年金法」が可決され、年金保険料の拠出とミーンズテストが廃止されたが、相変わらず年金の額は低く、基本的な生活ができる額の年金は1946年に新しい「国民年金法」ができるまで実現しなかった。ただこの国民年金法の成立によって女性に対する長生きを理由とした差別的な低年金の制度が廃止され、

また年金の額に最低額を保証する制度が新しくつくられた。またミーンズテスト付きではあるが、国民年金の低額を補完する「付加年金」が設けられた。

年金についての次の大きな改革は1946年に新しい「国民年金法」が可決された時である（実施は1948年1月1日から）。この新しい「国民年金法」によって老齢年金の額も障害者年金の額も大幅に引き上げられ、また老齢年金のミーンズテストが完全に廃止された。さらにこの時に寡婦年金、配偶者加算金、地方住宅手当等が設けられた。1950年代に入るとたびたびの改革で国民年金は物価スライド制が導入されるなど少しずつ改善されていったが、年金の額は必ずしも思うほどは引き上げられなかった。というのは財政面での制約が大きく、他の財政支出の大幅な削減ができる限り年金の額を改善することは不可能であったからである。そこで国民年金を補完する拠出型（積み立て型）の年金制度が模索された。

3 付加年金の成立

拠出型（積み立て型）の年金制度については、既に1944年に民間企業のホワイトカラー労働者にも公務員のような年金を創設すべきであるという提案がなされていて、それをうけて1947年1月にオーケソンを委員長とする調査委員会がミルダール（Gunnar Myrdal）貿易大臣によって任命されていた。調査委員会は1950年秋に第1次報告書を、1951年に第2次報告書を作成したが厳しい批判にさらされたために、さらにそれを再検討し1955年9月に最終報告書を提出した。しかしその提案も厳しい批判にさらされたために、1956年1月に社会問題省の中にいわゆる準備委員会が設けられた。しかしそこでも年

金についての一一致した改革案をつくり出すことができず、下記の要領で国民投票を行なうことが1957年2月に提案された。

国民投票は以下の3つの代替案の中から1つを選ぶという形で行なわれた。第1案は現行の付加年金（ATP）につながる構想であって、すべての賃金労働者が退職前の賃金に応じて実質価値を維持した付加年金の受給権を得るという提案であった。そしてその付加年金に企業経営者も参加できる可能性を残しておくというもので、社会民主党と共産党、LOとTCOに属する大部分の労働組合員によって支持された。第2案は賃金労働者も企業経営者とともに、ある限られた額ではあるが、国が保証した価値をもつ年金保険に自由に参加できるという提案であった。これは当時社会民主党と一緒に連立内閣をつくっていた中央党（元の農民同盟）によって支持された。第3案は賃金労働者も企業経営者とともに、例えば団体交渉やその他の合意を通じて自由に付加年金に参加できるという提案であった。これはいわゆる保守党（当時は、右党と称していた）と自由党によって支持された。

国民投票は1957年10月13日に行なわれ第1案が45.8%、第2案が15.0%、第3案が35.3%の投票を獲得した。この結果、社会民主党・共産党支持の第1案が過半数の得票は得られなかつたものの実質的に選ばれた。したがって1958年春の国会に、第1案に基づいた付加年金の提案が出されたが、第2院において111対117で否決された。そこで内閣は4月28日に第2院の解散を決定し、7月1日に選挙が行なわれた。その結果賛成者116、反対者115になったが、社会民主党から投票権のない議長が出たので賛成・反対とも115になった。

1959年の国会において、当時の社会問題大臣

ニルソンが反対派の主張を考慮して一部を修正した年金案を提出したが、各党は從来からの立場に固執したためにうまくいきそうになかった。しかしイエーテボリ出身の自由党議員ケニクソンが自由党党首ウリーンの説得を振り切って白票を投じたため、政府の提案が115対114で可決された。このようにして苦難の末、老齢年金、障害年金、家族年金を含む拠出型（積み立て型）の付加年金の創設が決定されたのである。この付加年金は、從来の国民年金の原則とは異なって、一方では国家財政を年金負担の義務から解放させ、他方では退職前賃金所得の喪失分に対応した年金を支給するという仕組みをもっていた。

この付加年金が創設された理由はいくつかある。まず第1に高齢者の経済情勢をもっと改善したいという要望が強かったからである。第2に、大多数の民間労働者には協約企業年金がなく、かつ任意の補足的な職域年金にすべての労働者が加入することがむずかしかったからである。第3に民間の年金保険や完全な積み立て方式による強制加入の年金保険よりも早く高齢者の生活水準をレベルアップできる年金保険が求められたからである。しかしこの第3の理由、つまり年金を完全な積み立て方式にしなかったということは、スウェーデン経済が順調に成長し続いている時には余り問題をもたらさなかつたが、後になって成長にかけりが見え始めると一挙にいわゆる「年金問題」をもたらす原因となつたのである。とはいえ、この1959年の付加年金の創設の決定は、1955年に「任意の疾病基金」が「一般的（かつ強制的）な健康保険」に変更された制度改革とともに、社会保障による保障を全国民に広げたという点で社会保障政策史上高く評価されている。

4 社会保険の拡充と体系化

1962年に「一般保険法」が国会で可決され、從来ばらばらにつくられてきた社会保険が1つの保険法にまとめられた。その結果この法律のもとに健康保険、国民年金、付加年金および労働者災害保険の一部がまとめられ、給付面でも行政面でも体系的に統一された。そして年金はすべて、物価変動と連動した基礎額と結びつけて決定されることになり、その実質価値が保証されることになった。

1970年代から1980年代にかけて、年金制度はさらに充実されていった。給付面では1970年代に障害年金の受給資格が緩められたほか、1976年には年金の受給開始年齢が65歳に引き下げられた。また新しい制度として1975年から部分年金が創設され、年金の受給開始年齢の弾力化がさらに進められた。年金の額についてもさらに改善され、1969年から低額の国民年金しか受給権がない高齢者にあらたに「年金追加金」が支給されるようになった。この「年金追加金」は、從来からある地方住宅手当と同じように毎年引き上げられていったので、それだけでもかなりの高額になるようになった。また地方住宅手当については、地方によって余り格差が出ないよう国庫補助金が出されるようになった。この結果、年金の基本的な部分についての格差はほとんどなくなつたが、逆に退職前賃金所得の喪失分を補償するための年金といった性格は薄れていった。また年金の額は次第に、勤労所得だけではなく傷病手当金、親保険金、失業手当、一部の奨学金といった社会保障給付金を含めた総所得の大きさによって決められるようになってきたが、実際問題として社会保障給付金からはそれに相応する年金保険料が徴収されなかつたので、受け取り年金額と納入年金保険料との関

係は薄れていった。1982年からいわゆる育児期間も年金受給資格に算入されるようになったし、そのような社会保障給付金が無制限に年金権の算定対象とされるようになったのですますそのような傾向が強まっていった。

5 年金制度改革の動き

しかし1970年代後半からスウェーデン経済にかけりが見え始め財政赤字額が大きくなってくると、1980年の社会サービス法の成立を機に拡充一方だった社会保障にも見直し気運が高まった。例えば1980年9月16日に発表された「財政の節約プラン」の中では、医療費等の自己負担部分の引き上げのほか、年金等の価値の実質的切り下げが提案された。その後もスウェーデン経済は一時的に好況になることはあってもそれが長続きせず、経済を含めた将来全般に対して悲観的な見方が強まってきた。一方年金については、ちょうど付加年金が創設されて一世代分の年月が経ったので、それを見なおすために1984年に年金改革委員会が設置された。委員会のメンバーはさまざまな国の年金について調査を行ない、1990年に改革案を提示した。その改革案は直ちに関係諸機関に配布されて意見が徴された（remiss）が、大多数の意見はそれだけでは不十分であり、もっと大幅な改革が必要であるというものであった。

そこで1991年秋に、政権が社会民主党から保守中道政党に移ったこともあるって、新たに各政党の代表から成る年金検討グループが結成され、①余り経済の状況（成長率等）に影響を受けない、②納めた年金保険料と受け取る年金額の間の関係が強められた、③勤労意欲を高め長期的に貯蓄を促進する、のような年金制度をつくるための改革案づくりが始まった。そこでは、

①国民年金と付加年金が統合できないものかどうか、②納めた年金保険料と受け取る年金額の間の関係が強められないものかどうか、③付加年金における15年—30年ルール（満額の年金を受け取るためにには、少なくとも30年以上の年金保険料の納入期間がなければならぬ）。そして実際に受け取る年金の額は、それらの納入期間の上位15年分の総所得に基づいて決定されるというルール）は妥当なものかどうか、④夫婦の間で年金権を分けられないものかどうか、⑤納入する年金保険料と受け取る年金額をどのようにしてインデクセーションすべきか、⑥付加年金の上限をどのように設定すべきか、⑦年金の資金調達をどのようにすべきか、特に年金保険料を何に基づいて算定すべきか、および今まで積み立てられてきた年金基金をどのように運用すべきか、といった問題について、①2020年までのスウェーデンの人口と労働力および経済成長率の推計、②スウェーデン経済の貯蓄と投資、③所得再分配政策の観点からみた付加年金制度の意義、④付加年金基金の見通し、⑤協約年金の経済的見通し、等を考慮に入れて検討が行なわれた。

年金検討グループは1992年8月に改革の基本理念を示し、それに基づいて改革案がつくられた。1994年1月に保守中道政権と最大の野党である社会民主党との間でその改革案の修正について合意したが、共産党と右翼の新民主党は態度を保留した。その後1994年4月まで、この修正された改革案は再び各関係機関に配布されて意見が徴された。そこではおおむね賛成の意見が多かったが、同時にさまざまな問題点の指摘と多くの要望が出された。これらの問題点や要望を十分に検討した上で年金改正についての基本的枠組みについての提案が国会に提案され、

1994年6月にそれが認められた。その際には、共産党と環境党が賛成しなかった。その理由は、両党とも年金保険料の自己負担分は確定申告の時に控除できるので低所得者層に不利になるから、その分を税でまかなうべきであると考えたからである。また共産党は年金保険料の一部を個人的な積み立て方式の年金に積み立てること自体にも反対した。その後これらの基本的枠組みの具体的な内容がいろいろ検討され、1995年6月に年金制度改革案という法律の形で提案された。そこでは若干基本的枠組みについての合意の変更も行なわれた。例えば基本的枠組みではすべての所得つまり所得の1 Krから年金権の対象となるとされていたものが、同じ雇用主からの所得1,000 Kr以上が年金権の対象とされるというように変更された。また当初の政府原案では傷病手当や失業手当は15日目から年金計算の対象とするとされていたが、実務上の理由から初日から対象とするというように変更された。しかしこの年金改革案を実施に移すためにはまだ余りにも多くの克服すべき課題が残されている。したがって当初は1995年から実施のはずであったが、1997年から実施というように変更され、それも実施不可能で今日に至っている。

その最大の問題点は、まず第1に新しい年金改革案では、労働者の支払う年金保険料を少しずつ高めていって最終的には労使折半することになっているが、その労働者の支払う保険料の増額に見合った賃金のアップを使用者側が拒否しているからである。第2に新しい年金改革案では、育児休暇・学生・徴兵等の理由によって年金保険料を納めることができない場合には国が代わりに納めることになっているが、苦しい財政状態にある国が近い将来それを支払えなく

なるのではないかという疑いがぬぐいきれないからである。

今のところ、1998年上期に新しい年金改革案が提案されることになっている。

II 新しい年金改革案

以上のように、年金改革についての具体的な案がまだはっきり決まっていないので、以下では年金検討グループの1994年の提案を簡単に紹介してみよう。

1 新しい年金制度の基本原則

① 生涯所得額が所得比例の年金額を決める原則

新しい所得比例の年金制度においては、年金額はその人がどこの国に住んでいようと16歳以降の生涯の勤労所得額に関係づけて決定される。年金権は原則として毎年の所得額に対応して得られ、年金権の獲得に年齢の上限はない。新しい年金制度では支払う年金保険料の料率は固定されるが、受け取る年金の額は固定されない。すべての被保険者は毎年自分の獲得した年金権と予想年金額についての情報を得ることができる。

獲得された年金権の価値は毎年一般賃金水準動向にしたがって、つまり社会経済の成長にしたがって引き上げられる。病人や失業者等についても、特別の規定によって年金権が与えられる。小さい子供を養育する親についても、養育期間中、一定水準の所得額を代替的に想定して年金権が与えられる。勉強や兵役に従事している場合についても、年金権が与えられる。年金制度における基本的な保障は、現行の国民年金とは違った形で保障される。つまり基本的な保障に必要な年金の資金は、税ではなくて所得と

関係づけられた年金制度の中で調達される。

新しい年金制度においては、配偶者の間で年金権を平等に配分することができるが、それによって彼ら2人の年金総額に変わりがないように年金制度は構築される。

② 病気や失業等の時の年金権

病気、失業、育児休業、職業訓練の時に受けける社会保障給付は、新しい年金制度においては現行の付加年金のケースと同じように、年金権を計算する時の所得に算入される。失業の時に受け取る社会保障給付については、実際に受け取る給付額だけではなくてその背後にある所得の額にしたがって年金権が与えられる。

③ 育児や学生等の時の年金権

4歳未満の子供を養育する親に対しても、ある一定期間について補足的な年金権が与えられる。このような措置を通じて育児による生涯所得の減少をカバーすることができる。このような補足的な年金権は、兵役の基礎訓練中の給付金についても与えられる。奨学金によって教育を受ける場合にも、特別の規定によって年金権が与えられる。しかしそれ以外のグループの人々については、今のところ年金政策上特別の扱いをすることは考えられていない。

④ 賦課方式と積み立て方式の混合

新しい年金制度は、基本的には従来からの賦課方式であるが、一部は新たに積み立て方式が組みあわされて混合方式となる。

老齢年金のための保険料のうち約10%が積み立て方式の年金に預けられることが提案されている。積み立て方式における年金権は、賦課方式における年金権と同じ方法で得られる。保険料は両方式とも同じ規定にしたがって徴収される。自由意思による新しい年金制度への追加払込み制度は考えられていない。

⑤ 年金権の計算

賦課方式における年金権は、年金権を計算する時に対象となる所得の変化を反映した賃金指数でもって毎年再計算される。積み立て方式における各人の積立額の増加分は、積み立てた額の実際の利回りにしたがって毎年決定される。

⑥ 年金の受給開始年齢の弾力化

新しい年金制度においては、老齢年金の受給について弾力性が増し、個々人の選択の自由が大幅に認められる。普遍的な受給開始年齢はなくなり、老齢年金は最も早期には61歳から受給することができる。それ以降の年金受給については、年金額は保険数理にしたがって引き上げられ、受給開始年齢の上限は設けない。年金の受給についてのさらなる弾力化は、積み立て方式の年金積立金の使用についての規定によって可能である。現行の部分年金は廃止される。

⑦ 年金額の計算

それぞれの被保険者の支払った保険料総額とその増加分は2つの勘定、つまり賦課方式勘定と積み立て方式勘定に記録される。

賦課方式では、年々の老齢年金額は年金積立額をいわゆる除数で割って決められる。除数はさまざまな要素、例えば年金受給開始時における男女合わせての平均余命を勘案して決定される。

賦課方式の年金制度では、支払われる年金額は年間1.5%の実質賃金伸び率をこえた部分について物価スライドおよび調整スライドされる。それによって最初の老齢年金額は単に賃金スライドされる場合よりもかなり高くなりうる。

老齢年金については年金計算の対象となる所得等の18.5%が保険料として徴収される。したがって年金権はこの保険料の額に見合った形で

毎年獲得される。この保険料を約40年間納めた人は現行の平均寿命を仮定すると毎年、平均所得の大体60%の年金を得ることができる。この保険料18.5%のうち、16.5%が賦課方式の年金権獲得に、2%が積み立て方式の年金権獲得に使用される。

積み立て方式の年金額は任意の個人年金保険と同じ原則で計算される。しかし積み立て方式の年金は男女が同じ条件で決定される。各人はある一定の枠内で積み立て方式の積立金をどのように処分するかを決定することができる。

⑧ 基本的な保障

老齢年金における基本的な保障は基礎年金によって行なわれる。基礎年金は技術的には所得比例年金等を含めた形での保障年金である。保障年金は課税対象となることになったので、その部分だけ年金額は現行の水準より高いところで決められる。すべての年金受給者はある一定の老齢年金額が保障される。特別の緩和規定によってほとんどすべての年金受給者は今まで獲得した所得比例年金権と実質的に等しい年金を獲得し、それより低い年金権しかもたない年金受給者は保障年金から若干の追加額を受け取ることができる。保障年金額は物価スライドされる。保障年金を満額受け取るためには、所得比例年金とは違って、スウェーデンに少なくとも40年以上住んでいることが必要である。40年未満しか住んでいない場合には、年金額は現行の国民年金の規定と同じように1年につき1/40ずつ減額される。

⑨ 障害年金と遺族年金

障害年金と遺族年金は引き続き支払われるが、その資金は老齢年金の中からまかなわれる。これらの年金の計算方法は原則として新しい年金制度に合わせられる。

⑩ 資金の調達と保険料の徴収

雇用所得に課せられる老齢年金の保険料18.5%のうち、半分は雇用主が負担し、残り半分は被雇用者自身が自己負担する。このような保険料の雇用主負担から被雇用者自身の自己負担への転換は、それに見合った被雇用者の総賃金の引き上げを通じて行なわれる。自営業者は保険料を全額自己負担する。年金権の対象となる所得だけが保険料計算の対象となり、それをこえた所得に対しては税という形で雇用主負担保険料が課せられる。保険料は現行制度とは異なって、65歳以上の被保険者にも課せられる。保険料額計算の対象となる所得の中には、さまざまな社会保障給付が含まれる。

老齢年金の緩衝基金としての役割は付加年金基金(AP基金)が担っているが、それは実質的に減り続けている。しかし付加年金基金については、何ら改革の提案がなされていない。

積み立て方式の老齢年金については、保険機能と管理機能の区別が行なわれている。保険機能は国の保険庁によって行なわれている。積立金の管理はいろいろな形で行なわれ得る。

⑪ 独立の、そして持続可能な制度

賦課方式の制度も積み立て方式の制度も、明らかに年金権は個人的な権利である。新しい年金制度をつくるために必要な社会経済の調整については、立法者サイドからは憲法上の改正は必要性が認められなかった。したがって新しい年金制度によって、独立の、そして持続可能な制度がつくられ、それによって老齢年金の実質的な権利が保障されるであろう。

2 新しい年金制度への移行の際の原則

① 年金受給権についての移行措置

新しい年金制度は1995年から実施されるが、

主として来るべき世代の勤労活動に照準が合わされている。新しい規定は順次適用されていくが、すでに老齢年金を受給している人々や1934年以前に生まれた人々には現行の規定が適用される。1954年以後に生まれた人々には完全に新しい規定が適用される。それ以外の1935年～1953年に生まれた人々には年が新しくなる毎に1/20ずつ多く新しい規定が適用される。

多かれ少なかれ新しい規定の適用を受ける1935年～1953年に生まれた人々は、特別の保障規定によって少なくとも現行の規定で計算した1995年当初の国民年金・付加年金の額が保障される。

障害年金や遺族年金についても移行措置がある。1935年以降に生まれた人々の基本的な保障については、2000年以降新しい年金制度の保障年金が適用される。

1934年以前に生まれた人々の現行の国民年金等は2000年以降、非課税ではない特別の保障年金にとって代わられる。また2000年以降、保障年金を除くすべての年金額は、以前から支払われているものも含めて、物価スライドおよび調整スライドされる。

② 年金の資金面の移行措置

年金の資金面についての新しい規則は原則として1995年から適用される。保険料は計算の対象となる所得概念が広げられて、例えば育児休業中の社会保障給付等も含められるようになった。しかし65歳以上の人の受け取る所得については、新しい年金権に関係する所得についてだけ保険料が課せられる。

新しい老齢年金の保険料の料率と、それを雇用主と被雇用者のどちらが負担するのかといった問題の解決方法はまだ決まっていない。1995年から積み立て方式の年金への保険料の積み立

てが始まるが、その構築は少しづつ前進するであろう。

III 1995年からの予定された改革

上述したように、まだ細かな点についてはよく決まっていないので、以上の年金検討グループの提案だけでは、今一つ具体的な新しい年金制度の姿をイメージすることがむずかしい。そこで1995年からの実施は延期されたが、当初の予定ではどのような改革が予定されていたかを簡単に述べておこう。

新しい年金制度への移行は少しづつ行なわれる。1995年1月1日から、すべての人が年金保険料として所得の1%を自己負担するようになる。年金保険料は健康保険の保険料と同じ方法で計算されるので、65歳未満の人の基礎額の25%以上で7.5倍以下の所得が対象とされる。しかし新しい年金制度の下ではすべての所得、つまり病気や失業の時に受け取る社会保障給付等を含めたすべての所得が保険料計算の対象とされるようになり、計算の対象がかなり拡大される。そしてそのような保険料計算のもとになる所得は、所得税額算定の時に税務当局によって決定される。二重課税を避けるために、保険料支払い額は課税所得から控除される。保険料は所得税の源泉徴収時に同時に徴収される。

老齢年金の保険料を年々引き上げていって18.5%とすることと、保険料計算の対象となる所得の範囲を広げていくことが既に国会で可決されているので、改革が進めば年金の国庫への負担の重圧は少しづつ軽減されていくであろう。年金保険料の収入は付加年金基金(AP基金)に預けられる。1995年には年金保険料収入は75億Kr弱に達すると見られている。しかし

年金保険料は課税所得から控除されるので、国および地方自治体の所得税収入の減少はそれぞれ5億Kr, 25億Krに達するものと思われる。そこで国庫から地方自治体への補助金の増額が予定されている。

付加年金に関しては、雇用主負担保険料、自己負担保険料といった現行の枠組みがほとんど残る。しかし1995年から付加年金保険料収入のうち年金の支給対象をこえた所得額（原則として基礎額の7.5倍をこえた所得）についての保険料収入が一般会計に組み入れられることになったので、付加年金基金(AP基金)の収入は総保険料収入の約7%, 60億Krだけ減少する。付加年金の保険料の料率は1995年から13%になる。積み立て方式の老齢年金への積み立てが1995年から始まり、付加年金保険料の11%が国債管理勘定にある利子付き口座に預けられ、市場利子率で利息がつけられる。

新しい年金制度の下では、保険料収入(18.5

%)の大部分(16.5%)はその年の年金生活者に年金として支払われ、残り(2%)は自由に管理できる個人的積み立てに積み立てられる。これは1954年以降に生まれた人に適用される。

参考文献

- 飯野 靖四 1995「スウェーデンの新しい年金改革案」『海外社会保障情報』No. 111
1996「スウェーデンの年金改革について」『週刊社会保障』Vo. 50 No. 1870
SOU 1994 "Reformerat pensionsystem" 本文および付表 1994: 20
Ds 1995 "Reformerat pensionsystem—lag om inkomstgrundad ålderspension, m.m." 1995: 41
R & D "Riksdag & Departement"
1994年 No. 34
1995年 No. 01, No. 02, No. 30, No. 36
1996年 No. 20, No. 23, No. 34
Folksam 1996 "Vår Trygghet"
(いいの・やすし 慶應大学経済学部教授)